

令和2年5月8日

保護者の皆様

京都市立堀川高等学校

校長 橋詰 忍

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が延長されたことを受け、本市立学校・幼稚園の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することが教育委員会において決定されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

また、併せて、臨時休業期間の長期化に伴い、保護者の皆様にもご心配を頂いております、生徒の学習面等での取組についても、教育委員会から示された方針も踏まえ、お知らせさせていただきます。

ご家庭においても、家庭学習等に計画的に取り組めるよう、保護者の皆様から生徒にお声かけいただくことをお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

5月31日（日）まで延長します。

※ なお、今後の国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがありますので、その際は、速やかにお知らせさせていただきます。

2 臨時休業期間中の学習支援等の取組について

ア 学習課題と規則正しい生活習慣に向けて

○本日、5月末までの学習課題と、今後の授業計画（現時点のもの）をまとめ、moodle上にアップロードします。これを参考にしながら、生徒たちが当面の学習計画を立てたり、年間の学習の見通しを持ったりすることがねらいです（なお、課題の詳細等については、各教科よりmoodle等で改めて指示します）

○本日以降、学習の指示や学習内容の理解のため、YouTubeを用いた動画を順次配信をしていきます。通信料金への影響を考慮し、通信量が多くなならない短時間（3分程度）の長さにするように配慮しています。

○5月13日（水）に学校からの連絡や学習課題を郵送します。保護者宛ての文書も同時に封入しています。

18日（月）までに届かなかった場合は学校に連絡してください。

また、切手を貼った返信用封筒を同封しておりますので、提出が必要な課題については、5月27日（水）を必着として返送してください。（返送すべきものについては「提出物チェックリスト」にてご確認ください）。

○5月18日（月）からはインターネットを介した会議システムであるZOOMを用いた支援を予定しています。スマホのアプリやPCのソフトウェアを予め準備していただく必要があります。準備についてはmoodle上で生徒に指示します。

○現在 moodle を活用して、生徒の健康観察と生活上・学習上の状況確認を行っています。これに加えて今後は、moodle や ZOOM も使って、時間を指定したうえでクラスや講座などを単位とする生徒を対象に、可能な限りの双方向のやりとりを進めていきます。

※なお、ネットワークの接続環境やご利用の端末の種類は様々であり、それらによっては利用が難しいサービスがあったり、想定できないような不具合が生じたりすることがあるかもしれません。例えば、提出がうまくできない、あるいは、指定された動画を視聴できない等の問題があれば、学校まで連絡してください。

イ 学習相談日・質問日の設定

休業期間中の家庭学習課題や生活習慣等について、希望があれば直接、教員と面談しながら学校において支援・指導を行います。学習面・生活面で不安がある生徒は、担任・担任団に電話をしてください。教科担当者への相談や面談も可能ですので、まずは担任・担任団に電話をしてください。また、担任・担任団や教科担当者から電話等で声をかける場合もあります。

その際、公共交通を利用する生徒については通学時間帯にも十分留意するとともに、校内では生徒同士や生徒と教員の間に適切な距離を空け、マスク着用や、換気、手洗い等、感染防止対策を徹底して行います。

3 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

- (1) 緊急事態宣言が京都府に発出されている趣旨も踏まえ、引き続き、期間中は不要不急の外出を控え、できるだけ生徒には自宅で過ごしていただきますよう、ご指導をお願いします。早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、散歩やジョギングなど、戸外の軽い運動も行うよう、ご指導ください。
- (2) 「健康観察票」をもとに、引き続き、生徒と一緒に健康観察に取り組み、生徒はもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。
- (3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 075-211-5351）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた